

令和7年第3回うきは市教育委員会定例会会議録

開催日時 令和7年2月26日(水) 18時00分～20時30分

場 所 うきは市役所 西別館 第2会議室

招 集 樋口 則之(教育長)

出席委員 平位 秀敏(職務代理者) 家永 由里子(委員)
處 愛美(委員) 古賀 公彦(委員)

事務局 岡村 順子(学校教育課長) 石井 孝幸(生涯学習課長)
物部 由紀子(指導主事) 石橋 浩二(教育総務係係長)

議 事 議案第2号 うきは市教育情報化推進計画の策定について
議案第3号 うきは市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する訓令について
議案第4号 うきは市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第5号 うきは市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
議案第6号 うきは市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について
議案第7号 うきは市町並み保存地区保存条例等の一部を改正する条例について
議案第8号 うきは市居蔵の館条例を廃止する条例について
議案第9号 うきは市町並み保存地区保存条例施行規則等を廃止する規則について
議案第10号 うきは市社会教育集会所条例の一部を改正する条例について
議案第11号 うきは市社会教育集会所条例施行規則を廃止する規則について
議案第12号 うきは市青少年問題協議会条例を廃止する条例について
議案第13号 うきは市青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則について
議案第14号 令和6年度3月補正予算要求について
議案第15号 令和7年度当初予算要求について

協議事項 (1) 令和7年度学年始休業日の決定について

- (2) 卒業式・入学式について（確認）
- (3) 請願書（浮羽中学校生徒のスクールバス乗車）についての審議

- 報告事項
- (1) 区域外就学について
 - (2) 児童生徒指導上の諸問題に関する実態調査(令和7年1月末月例報告)について
 - (3) 小中学校のあり方検討委員会報告（別紙）

- その他
- (1) 令和7年3月、4月分 主な行事予定
 - (2) 教職員人事異動等関係日程について
 - (3) 令和7年度教育振興計画について（別冊）

教育長 ただいまから、うきは市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により第3回
うきは市教育委員会定例会を開会いたします。
公開・非公開に関わらず、教育委員の皆さんには地方教育行政の組織及び運営
に関する法律第11条、第12条による守秘義務があります。
本日の議事録署名者には、處委員を指名いたします。

教育長 諸般の報告について事務局ありますか。

事務局 ありません。

教育長 議事第2号について、事務局の説明を求めます。

事務局 **議案第2号 うきは市教育情報化推進計画の策定について**

 ICT教育の推進と令和7年度から実施予定である学習者用端末の更新計画を
記載したものを令和6年度版として策定するものです。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。

A委員 計画期間が令和6年度から8年度となっているが、この時期での策定になっ
たのはなぜですか。

事務局 端末更新の計画に時間を要したためこの時期となりました。令和7年度に小
学校の端末更新を行い、令和8年度に中学校の端末更新を行う予定です。

B委員 タブレットは自宅への持ち帰りはできていますか。

教育長 端末の維持管理などのため、長期休みの児童生徒や一斉休校の場合において
のみ持ち帰りを認めています。

教育長 他に何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。

全委員 賛成

教育長 議事第3号について、事務局の説明を求めます。

事務局 **議案第3号 うきは市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する訓令
について**

令和5年度・6年度においては、部活動指導員の設置はありませんでした。今回、会計年度任用職員として整理がつき、部活動地域移行に向けた環境整備の一つとして部活動指導員を充実させるため、各中学校に1名から、若干名に改めるものです。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。

全委員 賛成

教育長 議事第4号について、事務局の説明を求めます。

事務局 **議案第4号 うきは市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について**

来年度から図書館の開館・閉館時間を改めるものです。近隣市町村においては、開館は10時であり、当市においては9時～10時、18時～19時の利用者数が少ないことから、開館を10時、閉館をすべての曜日において18時とするものです。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。

全委員 賛成

教育長 議事第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局 **議案第5号 うきは市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について**

来年度から組織の機構改革によりラクビープロジェクト推進係が生涯学習課に移管されることになっています。また、うきは市子ども計画において青少年問題を扱うことになったため、社会教育係の青少年問題協議会は今年度で解散し、子ども・子育て会議への数名の移管となっています。文化財保護係においては、「伝統的建造物群保存対策に関すること」「街並み保存対策に関すること」「文化的景観保護対策に関すること」の業務が都市整備課に移管されることになっています。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。

C委員 文化財保護係の業務は、文化財に関することだけが残るということですか。

事務局 準都市計画区域には、山間部および筑後吉井伝建地区は含まれていません。今後、都市計画区域に指定されれば筑後吉井伝建地区は都市計画区域に含まれるため、都市整備課へ業務が移管されるものです。

教育長 他に何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。

全委員 賛成

教育長 議事第6号について、事務局の説明を求めます。

事務局 **議案第6号 うきは市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について**

生涯学習課長の専決事項において、「うきは市社会教育集会所及び人権センターの関すること。」とありますが、人権同和対策室に既に移管されていることにより改正するものです。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。

全委員 賛成

教育長 議事第7号について、事務局の説明を求めます。

事務局 **議案第7号 うきは市町並み保存地区保存条例等の一部を改正する条例について**

町並み保存関連業務の条例「街並み保存地区保存条例」「伝統的建造物群保存地区保存条例」「文化的景観保護条例」については、所管が生涯学習課から都市整備課に移管されることから条文中の「教育委員会」を「市長及び教育委員会」に改正するものです。審議会の設置においては、「教育委員会」を「市長又は教育委員会」に改めどちらか一方で設置できるものとなっています。

施設関連の条例「町並み交流館商家条例」「新川田竈滞在型交流施設注連原住宅の設置及び管理に関する条例」「鏡田屋敷の設置及び管理に関する条例」「白壁交流広場及び白壁の小路の設置及び管理に関する条例」についても所管が生涯学習課から都市整備課に移管されることから条文中の「教育委員会」を「市長」に改正するものです。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。

C委員 町並み保存関連業務の条例において、「市長」ではなく「市長及び教育委員会」となっているのはなぜですか。

事務局 文化財保護法の規則によるものです。

教育長 他に何かご意見・ご質問はありませんか。なければ承認を求めます。

全委員 承認

教育長 議事第8号について、事務局の説明を求めます。

事務局 **議案第8号 うきは市居蔵の館条例を廃止する条例について**

市長部局への移管となりますが、「鏡田屋敷の設置及び管理に関する条例」と同様に将来、指定管理もできるようにするため、現在の条例を廃止し、新たに設置及び管理に関する条例を制定するものです。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ承認を求めます。

全委員 承認

教育長 議事第9号について、事務局の説明を求めます。

事務局 **議案第9号 うきは市町並み保存地区保存条例施行規則等を廃止する規則について**

議案第7号の条例に付随する施行規則の廃止になります。市長部局で新たに制定することになります。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。

全委員 賛成

教育長 議事第10号について、事務局の説明を求めます。

事務局 **議案第10号 うきは市社会教育集会所条例の一部を改正する条例について**

社会教育集会所については、教育委員会から市長部局に既に移管されていることにより改正するものです。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ承認を求めます。

全委員 承認

教育長 議事第 11 号について、事務局の説明を求めます。

事務局 **議案第 11 号 うきは市社会教育集会所条例施行規則を廃止する規則について**

社会教育集会所については、教育委員会から市長部局に既に移管されていることにより施行規則を廃止するものです。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。

全委員 賛成

教育長 議事第 12 号について、事務局の説明を求めます。

事務局 **議案第 12 号 うきは市青少年問題協議会条例を廃止する条例について**

生涯学習課において、青少年問題協議会を組織して青少年の健全育成に努めてきましたが、福祉事務所において、今年度末にうきは市子ども計画が策定される予定となり、その中で青少年問題についても扱うことになるため、青少年問題協議会は今年度で解散し、条例を廃止するものです。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ承認を求めます。

全委員 承認

教育長 議事第 13 号について、事務局の説明を求めます。

事務局 **議案第 13 号 うきは市青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則について**

青少年問題協議会が解散しますので施行規則を廃止するものです。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。

全委員 賛成

教育長 議事第 14 号について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 14 号 令和 6 年度 3 月補正予算要求について

10 款 1 項 教育総務費 2 目 事務局費 19 節 扶助費 9,000 千円の減額で、幼稚園施設等利用費及び預かり保育事業利用費の利用実績見込みにより、減額するものです。内訳としましては、施設等利用費 8,000 千円、預かり保育 1,000 千円の減額です。

10 款 2 項 小学校費 2 目 教育振興費 10 節 需用費 消耗品費の 2,200 千円の減額です。小学校教科書改訂に伴い、指導者用デジタル教科書を購入しましたが、入札残により減額するものです。17 節 備品購入費 振興備品購入費（給食）の 5,115 千円の増額は、千年小学校の真空冷却機が故障したため買い替えによるものです。設置から 19 年経過しているため買い替えるものです。18 節 負担金、補助及び交付金 小学校給食支援金として 7,480 千円の増額です。物価高騰による市内小学生の保護者負担軽減を図り子育て支援を行うため、給食食材費補助として 7,480 千円を計上するものです。物価高騰により影響を受ける学校給食の食材費を補助し、これまで同様の給食の質を維持するため、1 人当たり月 500 円、児童 1,360 人分の 1 年分（11 月）として算出しています。なお、全額、令和 7 年度へ繰越して活用するものです。19 節 扶助費 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の 5,500 千円の減額は、9 月補正で対象者要件拡充により増額しましたが、実際の決定額が見込額を下回ったため不用額を減額するものです。156 名の増と見込んでいましたが実際の決定数は 38 名となりました。

10 款 3 項 2 目 中学校費 教育振興費 18 節 負担金、補助及び交付金 中学校給食支援金として 4,180 千円の増額です。物価高騰による市内中学生の保護者負担軽減のため、給食食材費補助として 4,180 千円を計上するものです。1 人当たり月 500 円、生徒 760 人分の 1 年分（11 月）として算出しています。小学校費と同様、全額、令和 7 年度へ繰越して活用するものです。19 節 扶助費 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の 6,400 千円の減額は、9 月補正で対象者要件拡充により増額しましたが、実際の決定額が見込額を下回ったため不用額を減額するものです。90 名の増と見込んでいましたが実際の決定数は 12 名となりました。これらの人数は 3 月補正予算計上時のものとなります。

教育長

何かご意見・ご質問はありませんか。

C 委員

就学援助費が見込額より極端に低い理由はなぜですか。

事務局

見込数は、電算上の準要保護世帯からの数値です。現時点での実数は、小学校 52 名の申請に対して認定 41 名、中学校 20 名の申請に対して 15 名の認定となっています。周知は十分にしてきましたところではあります。

A委員 認定対象なのに申請していない世帯がいることになりますが、周知はどのようにしたのですか。

事務局 対象者要件拡充が実施された時点で、全ての保護者に文書を配布しました。ホームページ・広報誌にも掲載しました。そして、次年度の申請受付時に文書の配布、ホームページには対象となる世帯の収入の具体例を記載して分かりやすくし、テトル（保護者への連絡ツール）でも配信しました。また、対象になるかどうかの問い合わせに対しては、まずは申請をしてもらうよう案内し、審査を行ったところです。

教育長 他に何かご意見・ご質問はありませんか。なければ、生涯学習課の説明をお願いします。

事務局 2款1項16目地方創生推進費では、1,213千円の減額補正です。12節委託料では、パソコン講習委託料123千円の減額及び市民大学いきいき学部バスハイク実施業務委託料460千円の減額補正です。18節負担金、補助及び交付金では、うきはアクティブラボ実行委員会補助金630千円の減額補正です。いずれも実績に伴う減額補正です。

10款4項1目社会教育総務費の18節、負担金、補助及び交付金では、通学合宿補助金720千円の減額補正です。各自治協議会に通学合宿をお願いしていますが、千年と江南のみの実施となったためです。2目文化財保護費の18節、負担金、補助及び交付金では、4,000千円の減額補正です。伝建地区補助金1,000千円の減額補正と町並み保存地区補助金3,000千円の減額補正です。申請がなかったことによる減額です。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ承認を求めます。

全委員 承認

教育長 議事第15号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第15号 令和7年度当初予算要求について

(生涯学習課)

主な項目について説明させていただきます。

2款1項9目 地域活性化推進費、文化財保護係に地域おこし協力隊が所属しています。その方の業務委託料として12節委託料459万円を計上しています。うきは市には国指定の古墳や歴史的なまちなみが残る伝統的建造物群保存地区など、多種多様な歴史文化資源が存在しています。それらの資源を活用した歴史

文化の普及啓発活動などを令和5年度、6年度で地域おこし協力隊に「歴史まちづくりプランナー」として実績を上げていただいております。その方に引き続き業務を459万円で委託するものです。積算根拠としては、人件費相当分360万円、活動費として99万円としております。なお、活動費は、清算払いとします。13節使用料及び賃借料、住宅借上量964万8千円のうち、60万円が地域おこし協力隊の分になります。

2款1項16目 地方創生推進費、1節 報酬では、4,766千円のうち、1,054千円については、会計年度任用職員報酬1名分で市民大学のいきいき学部のコーディネーターになります。7節 報償費では、全額社会教育係で、講師謝礼等3,282千円を計上しております。内訳としましては、うきは市民大学の、子ども未来学部、いきいき学部、一般教養学部、地方創生学部の講師謝金等を計上しております。8節 旅費では、1,556千円のうち、費用弁償1,500千円については、人材バンクボランティア活動費及び学校支援ボランティア（うきはっ子応援隊）への費用弁償です。各学校等の依頼によりボランティアを派遣するもので一人当たり1,000円の1500回分としております。10節 需用費の929千円は、寺子屋、人材バンク、市民大学などにかかわるものです。12節 委託料では、52,923千円のうち、パソコン講習会委託料159千円については、市民大学一般教養学部の主催講座でパソコン教室に対する委託料です。市民大学いきいき学部バスハイク委託料752千円は、視察研修事業として、75名分を計上しています。13節使用料及び賃借料のうち、パソコン借上料369千円については、市民大学のパソコン教室用10台分です。18節 負担金、補助及び交付金のうち、うきはActiveLab 実行委員会補助金3,428千円は、R6年度から社会教育委員や教育事務所職員などからなる実行委員会を組織して意見を取り入れながら事業の立案・実施を行う形に変更しました。また、3泊4日の見学・体験学習については、小学生の参加者より、2万円の負担金をいただくようにしています。

(学校教育課)

10款1項 教育総務費 1目 教育委員会費 本年度予算額2,015千円、前年比97千円の増額です。増額の理由といたしまして、8節 旅費 費用弁償、18節 負担金、補助及び交付金については、2年に1回開催される九州地区市町村教育委員会連合会・総会が7年度は開催されるため、増額となるものです。2目 事務局費 本年度予算額119,715千円で、前年比1,096千円の減額です。1節 報酬、3,813千円について、学校職員健康管理医報酬、各委員会等の委員報酬は前年同額です。1節報酬のうち会計年度任用職員は、ICT専門員です。5年目となります。小・中学校のICTに関する教員からの相談に対して指導、助言を行ったり、あるいは新規のICT授業に対するサポートを行うなどICTに関する授業補助等を行っており、常に教員のサポートを担っています。令和7年度から地域手当が導入されるため、職員手当や共済費が増額となっています。8節旅費995千円は、小中学校のあり方検討委員への費用弁償及び九州地区市町村教育委員会連合

会・総会出席への旅費が増額となっています。12 節委託料 17,568 千円の増額です。学校再編支援委託料契約額 26,400 千円から6年度分 8,832 千円を引いた額です。支払いについては業務完了後一括払いのため、6年度分については繰り越しています。18 節 負担金補助及び交付金 782 千円で、前年比 798 千円の減額です。吉井幼稚園が認定こども園へ移行することにより、給食費補足給付費補助金等の減額です。19 節 扶助費、幼稚園施設等利用費 6,474 千円についても同様の理由により、27,756 千円の減額です。6,474 千円については、他市未移行幼稚園施設等利用費 10 名、預かり保育事業利用費 25 名で算出しています。3 目 教育センター費 本年度予算額 18,162 千円、前年比 1,145 千円の増額です。1 節 報酬、3 節 職員手当等、4 節 共済費は教育センター職員 5 名分で、副所長 1 名、指導主事 2 名、教育相談員兼指導主事 1 名、事務員 1 名となっています。令和 7 年度から地域手当が導入されるため、職員手当や共済費も増額となっています。4 目 教育振興費 本年度予算額 13,695 千円です。12 節委託料、A L T 派遣業務委託料 13,695 千円については、株式会社ボーダーリンクと R6.4 月～R11.3 月までの 5 年間、総額 68,475 千円で契約しております。その 1 年分の金額です。

10 款 2 項 小学校費 1 目 学校管理費 本年度予算額 410,695 千円、前年比 41,300 千円の増額です。1 節 報酬、98,471 千円について、学校医報酬、学校薬剤師報酬、学校評議員報酬は前年同様、各学校に配置されている方の分です。会計年度任用職員は 45 名となっています。こちらにつきましても令和 7 年度から地域手当が導入され、職員手当、共済費が増額となっています。2 節 給料 11,064 千円、任期付一般職員は、少人数指導特別教員 3 名分です。なお、吉井小学校第 1・2 学年、千年小学校は 2 月 10 日学級編制調査で対象外となっています。10 節 需用費 76,482 千円で、前年比 1,784 千円の増額です。消耗品費については、電子決裁等に伴い 2,250 千円減額です。増額の主なものとして、光熱水費は、7 校で 2,930 千円の増額、修繕料は 1,146 千円の増額で、消防設備点検指摘による取替修理等です。12 節 委託料について、設計監理委託料 9,242 千円は、前年比 5,319 千円の増額です。吉井小学校プール底設置工事設計監理、江南小学校給食室トイレ新設工事設計監理委託料等です。13 節 使用料及び賃借料について、検診機材リース料 334 千円を計上しています。これまでも滅菌器で消毒をおこなっていましたが、感染症対策として、より安心安全な検診のため鼻鏡・耳鏡をリースするものです。14 節 工事請負費 51,308 千円については、小学校の営繕工事費です。吉井小学校プール底設置工事 6,193 千円、江南小学校給食室トイレ新設工事 6,556 千円等を実施する予定です。17 節 備品購入費について、AED の更新時期をむかえましたので、各学校分 2,541 千円の増額です。2 目 教育振興費 本年度予算額 180,208 千円で、前年比 87,284 千円の増額です。1 節 報酬、会計年度任用職員は通級指導教室補助員分です。令和 7 年度の通級指導教室の児童は、10 名を予定しています。12 節 委託料 タブレット端末設定委託料 6,816 千円を増額計上しています。R8 年度から使用するタブレット端末 1,549 台の設定を行うための委託料です。17 節 備品購入費、理科振興備品購入費 1,100 千円は毎年 2

校ずつを対象として備品を購入していますが、令和6年度は、中学校2校が対象でしたが、7年度は小学校が対象のため、増額になっています。令和7年度は福富小学校と御幸小学校が対象です。タブレット端末購入費99,849千円については、現在使用のタブレット端末が7年度で使用から5年となり、標準耐用年数を迎えるため、買い替えを行うものです。7年度に購入し、設定を行い8年度使用開始とするものです。19節 扶助費 25,940千円のうち、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費21,850千円については、前年比9,983千円の増額です。昨年の要件拡充に伴い、全体として274名で算出しております。

10款3項 中学校費 1目 学校管理費 本年度予算額158,376千円、前年比19,787千円の増額です。1節 報酬、32,065千円について、前年比6,774千円の増額です。会計年度任用職員15名は2名増員です。外国籍の児童、視覚に障害のある児童が中学校に入学するにあたり、学校支援員、特別支援学級支援員を1名ずつ増員しています。また、令和7年度から地域手当が導入されるため、職員手当や共済費が増額となっています。10節 需用費45,215千円は、3,463千円の増額で、小学校費と同様、消耗品費については、電子決裁等に伴い625千円減額です。主なものとして光熱水費の増額です。13節 使用料及び賃借料に検診機材リース料182千円を計上しています。小学校と同様に検診のため鼻鏡・耳鏡をリースするものです。14節 工事請負費21,008千円については、中学校の営繕工事費で、吉井中学校技術室空調設置工事4,378千円、浮羽中学校技術室空調設置工事4,169千円等を実施予定です。17節 備品購入費について、AEDの更新時期をむかえたので、各学校分1,089千円を増額しています。2目 教育振興費 本年度予算額76,733千円で、25,711千円の増額です。1節 報酬、8,239千円、前年比3,208千円の増額です。今年度より会計年度任用職員として新たに部活動指導員4名を任用予定です。部活動指導員は顧問の先生がいなくても指導や引率ができるため、部活動地域移行の取り組みの1つだと考えています。7節 報償費、支援・相談員謝金1,203千円は、前年比748千円の増額です。増額理由として、視覚に障害がある生徒への点字指導者謝金です。また、部活動指導者謝礼4,800千円は前年比2,112千円の増額です。これまで月7回までの上限としていたものを実情にあわせたものに変更し支払うものです。10節 需用費の消耗品費について、5,964千円は前年比4,561千円の増額です。主なものとして中学校の教科書の採択替えによる指導書等の購入費です。13節 使用料及び賃借料、車等借上料6,539千円は前年比1,000千円の増額です。対外体育文化出場バス借上料の値上げによるものです。また、点字プリンターリース料1,093千円も増額計上しております。19節 扶助費 26,895千円のうち、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費24,252千円については、前年比11,587千円の増額です。昨年の要件拡充に伴い、全体として151名で算出しております。

(生涯学習課)

10款4項1目 社会教育総務費 1節報酬では、8,977千円のうち、会計年度

任用職員 5 名分 869 万 1 千円は、社会教育指導員 2 名及び地域活動指導員 3 名分です。10 節需用費光熱水費では、11,326 千円のうち、891 万 3 千円は、るり色ふるさと館の電気料金です。12 節委託料 1,422 万 2 千円は、主にるり色ふるさと館の管理に係わるものです。庁舎総合管理等委託料 448 万 8 千円は、設備巡回点検、設備機器点検、環境衛生管理を委託するものです。清掃委託料 456 万 1 千円は、るり色ふるさと館の日常の清掃、定期清掃、ガラス清掃等です。社会教育施設管理委託料 380 万 1 千円は、るり色ふるさと館、吉井体育センター、白壁ホールの管理業務をシルバー人材センターに委託するものです。18 節負担金、補助及び交付金では、通学合宿推進事業費補助金 48 万円を計上しています。事前に自治協議会へのヒヤリングにより計上しています。

10 款 4 項 2 目 文化財保護費 1 節報酬では、25,090 千円のうち、会計年度任用職員 17 人分として、2,403 万 5 千円を計上しています。文化財収蔵庫・資料館の会計年度任用職員です。7 節報償費では、5,526 千円のうち、緊急発掘調査作業員謝礼 496 万 4 千円を計上しています。一般開発に伴う試掘、発掘調査による作業員謝礼及びうきは西部工業用地の試掘調査分です。12 節委託料では、27,097 千円のうち、伐採委託料 173 万 6 千円は、屋形古墳群等の樹木を伐採するものです。屋形古墳群整備工事監理業務委託料 321 万円 9 千円は、鳥船塚古墳整備工事にかかわる管理業務委託になります。文化財情報発信業務委託料 200 万円は、文化財普及啓発として WEB サイト・SNS 等のツールを活用して、うきは市の古墳等の文化財に関する情報発信やイベントの企画実施、また、子ども古墳ガイド育成講座、円形劇場 100 周年記念事業委託等を行うものです。街並み案内サイン調査等業務委託料 100 万円は、筑後吉井地区において案内サインを調査し、統一したデザインの作成や多言語化を進め、改修を委託するものです。14 節工事請負費では、48,052 千円のうち、歴史的資源関連施設整備工事費 3,899 万 8 千円は、鳥船塚古墳整備工事費となります。空調設備等改修工事費 809 万 6 千円は、町並み交流館商家の空調が老朽化しておりますので全体的に改修するものです。16 節公有財産購入費の用地購入費 134 万 6 千円は、西ノ城古墳用地 3538 m²を公有化するものです。将来、市もしくは県指定文化財にするためには公有化が必要であるためです。18 節負担金、補助及び交付金では、56,438 千円のうち、伝統的建造物群保存地区補助金 3850 万円は、筑後吉井地区で 5 件、新川田竈地区で 2 件の保存物件の修理に対する補助金です。町並み保存地区保存対策費補助金 1750 万円は、筑後吉井地区で 4 件、新川田竈地区で 1 件の町並み景観に合わせた家屋等の改修に対する補助金です。

10 款 4 項 3 目 芸術文化振興費です。こちらは、白壁ホール、かわせみホール、文化事業費に係るものになります。1 節報酬から 4 節共済費までは、かわせみホールで従事している会計年度任用職員 1 名にかかるものです。10 節需用費では、11,551 千円のうち、の光熱水費 824 万 6 千円は白壁ホールとかわせみホールの電気料金です。12 節委託料 25,214 千円のうち、警備委託料、電気設備保安管理委託料、庭木剪定消毒委託料、清掃委託料は、かわせみ、白壁両ホール分です。文化

施設運営委託料 914 万 5 千円は、両ホール分となります。13 節使用料及び賃借料では、1,412 千円のうち、駐車場借上料 108 万円は、かわせみホール前の駐車場の借上料です。18 節負担金、補助及び交付金では、4,777 千円のうち、文化事業費補助金 420 万円を計上しております。文化事業実行委員会と協議しながら、小学校文化鑑賞会などを実施していきたいと考えております。

10 款 4 項 6 目 図書館費 1 節報酬では、19,536 千円のうち、会計年度任用職員 10 人分として、19,073 千円を計上しております。7 節報償費では、記念品代や講師謝礼等として 326 千円を計上しております。読み聞かせ講座、ものづくり教室、図書館イベントの分です。10 節 需用費では、13,286 千円のうち、光熱水費 9,806 千円が図書館の分になります。12 節 委託料では、8,881 千円のうち、図書館清掃委託料 2,086 千円、図書館総合管理委託料 2,152 千円を計上しております。浮羽市民センター会議室等管理業務委託料 3,148 千円は、夕方から夜にかけてシルバー人材センターに管理を委託するものです。13 節 使用料及び賃借料では、5,453 千円のうち、図書館貸出管理システム使用料 3,404 千円を計上しております。これは、パソコン等の機器使用料及び図書貸出システム使用料になります。昨年度から 1,287 千円の減額ですが、現在の契約が令和 7 年 2 月までで、本来なら 3 月から 5 年間のリースとなるところを 1 年間再リースとしておりますので減額となっております。令和 8 年 3 月からは新システムでの契約となります。17 節 備品購入費では、新刊図書購入費として 8,920 千円を計上しております。18 節 負担金、補助及び交付金では、595 千円のうち、久留米広域電子図書館共同運用事業費負担金 510 千円は令和 6 年度から久留米市・大川市・小郡市・大刀洗町・大木町と一緒に電子図書館の運用を行いますので、運用事業費負担分になります。

10 款 5 項 1 目 保健体育総務費 7 節報償費では、1,782 千円のうち、記念品代として 150 万円計上しております。これは市民ロードレース大会やモルック大会での記念品代になります。12 節委託料では、5,280 千円のうち、園児等水泳指導教室委託料 89 日分 498 万 7 千円を計上しております。18 節 負担金、補助及び交付金では、5,717 千円のうち、スポーツ協会補助金 145 万 9 千円は前年同額です。スポーツ事業等補助金 200 万円は、スポーツ講演会、教室等の開催費として計上しております。

10 款 5 項 2 目 体育施設費 10 節需要費では、10,715 千円のうち、光熱水費 602 万 6 千円は、うきはアリーナ以外の体育施設の電気料になります。修繕料 353 万 3 千円は、うきはアリーナを含む、すべての体育施設の修繕料になります。12 節 委託料では、71,038 千円のうち、草刈等委託料として、179 万 8 千円、浮羽体育センター、大春トリムセンター、筑後川大石グラウンド、船越運動公園分です。体育施設管理委託料 400 万 5 千円は、浮羽体育センター、吉井体育センター、スポーツアイランド分です。スポーツアイランド樹木等管理委託料 600 万円は昨年同額です。総合体育館指定管理委託料 4,929 万円は、うきはアリーナ指定管理として令和 7 年度が 3 年目の契約に入ります。うきはアリーナ輻射式空調設置工事設計業務委託料 622 万 2 千円は、メインアリーナへ輻射式空調設備を設置

するための設計業務委託料です。現在空調設備がなく、近年の猛暑に対応するため必要と判断したものです。なお、バトミントン等の競技に影響が出ないよう、風のでない輻射式とする予定です。17節 備品購入費 1,496千円のうち、AED購入費として1,452千円計上しています。更新時期のため、各体育施設に設置替えするものです。

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。

D委員 10款4項2目文化財保護費16節 用地購入費について、西ノ城古墳の手前の柿畑は購入費に含まれているのですか。

事務局 柿畑の奥に西ノ城古墳があり、これを維持するための購入ですが、今後どう活用していくかは課題となっています。柿畑は含まれていません。

教育長 他に何かご意見・ご質問はありませんか。なければ承認を求めます。

全委員 承認

教育長 協議事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (1) 令和7年度学年始休業日の決定について
うきは市小中学校管理規則第3条の規定により、令和7年度学年始業日の協議を行い、令和7年度学年始休業日を4月6日までにすることにした。

事務局 (2) 卒業式・入学式について(確認)
日程については、前回示した通りです。対応についても記載の通りです。割り振りについては、別紙の通りです。確認をお願いします。

(3) 請願書(浮羽中学校生徒のスクールバス乗車)についての審議

前回の教育委員会で、山間部の中学生について、小学生が乗車しているスクールバスに同乗させてもらいたいという請願書が提出されたことを報告。今回は、そのことについて審議を行った。姫治地区と一部小塩地区の登校便を今年度同様2便に戻し、妹川地区の一部(藤波)については、一部小塩地区の便が迎えに行くことにより中学生希望者全員を乗車させることが可能であり、児童数の減少や山間部路線バスの廃止もあることから、他の地域との均衡も考慮したうえで採択とした。

教育長 報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (1) 区域外就学については、19名の申し出があっており、帰宅後の監督者不在による理由が10名、教育的配慮による理由が3名、国立・私立学校への就学による理由が5名、学期途中の転居による理由が1名となっており、全て承諾したことを報告。

(2) 生徒指導上の諸問題に関する実態調査については、令和7年1月分のいじめ、不登校兆候、不登校等の状況等について報告。

事務局 (3) 小中学校のあり方検討委員会報告

1月25日に第1回検討委員会を開催し、人口推移や施設の老朽化の状況を説明しました。先日の教育総合会議とほぼ同じ内容となります。統計に関する質問が多く出されました。2月21日には第2回検討委員会を開催し、施設の今後のランニングコストを示し、浮羽中学校の老朽化の状況を現地で確認していただきました。検討委員からは、「現状の説明は必要ない。」「市の方向性を示すべき。」という意見が出されましたが、まずは、「現状を認識してもらって学校再編の必要性を考えてもらうこと」「今後の小中学校のあり方について出発点から協議してもらうこと」の共通認識を図ったところです。3月25日には第3回検討委員会を予定しています。そこでは学校種（小中一貫校、義務教育学校、これまで通り）について協議していきます。第4回では先進地を視察し、5・6月には基本構想の中間とりまとめを行い、教育委員会及び教育総合会議へ諮りたいと考えています。

教育長 その他について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (1) 令和7年3月、4月分 主な行事予定について説明。(2) 教職員人事異動等関係日程について説明。3月6日が教職員の異動内示となっているため同日12時から臨時教育委員会を開催。3月31日が退職者辞令交付式、4月1日が定例教育委員会と辞令交付式。(3) 令和7年度教育振興計画について説明。来年度から3年間の計画見直しを行っているので、3月14日までに修正箇所を報告するよう説明。

教育長 それでは、全ての審議が終了しましたので、第3回うきは市教育委員会定例会を閉会いたします。